

令和4年7月

受講者各位

三重県タイヤ商工協同組合
空気充てん講習係り

タイヤ空気充てん業務特別教育 講習を受講される方へ ご理解とご協力をお願いについて

講習会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、受講を希望する方に下記事項についてご理解とご協力をいただくことをお約束いただきますようお願いいたします。

記

- ① 講習はマスクを着用してお越し下さい。
- ② 講習会場での私語は絶対にやめてください。
- ③ 講習開始時に健康観察をさせていただきます。体温を測ってお越し下さい。
- ④ 熱が高い方にはお帰りいただきます。
- ⑤ 主観的に調子が悪く見える方はお帰りいただく場合があります。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染の診断を受けた場合は欠席をお願いします。
- ⑦ ご家族や同居する方、職場の方が新型コロナウイルスに感染された場合は直ちにご連絡をお願いします。
※ご連絡いただく前に講習会へは絶対に参加しないで下さい。
- ⑧ 調子が悪い方は絶対に出席しないで下さい。※厚生労働省発表内容に該当する状態の方

(ご家族や同居する方、職場の方が新型コロナウイルス感染されている場合も含みます。)

○例えば

「風邪の症状や37.5° C以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)」

「強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある」

「咳がある程度持続的に出る」

※「ある程度持続的」とは、「2,3分に数回、咳が出る」などの状況であり、

4日以上続いていなくても、例えその日のみであっても該当します。

また、新型コロナではないと断定することができないため、花粉症由来の咳、喘息由来の咳など、他の要因が推測される場合も含みます。

【新型コロナウイルス感染や体調不良で欠席される方へのお願い】

・熱・咳等、新型コロナの顕著な症状で欠席を希望する場合は、症状の経緯、医師や保健所による検査・診断を受け、その内容について必ず三重県タイヤ組合商工協同組合の講習係りまでご連絡ください。
講習がスタートされた後、体調不良等で受講を中止した場合は原則として受講料とテキスト代返金はできません。

【新型コロナウイルス蔓延の防止措置を講じる場合のご理解】

・新型コロナウイルスが蔓延し、政府等から自粛要請が出た場合スケジュールが大きく変更または中止となる場合があります。
・これらの起因により講習を中止した場合は、原則として受講料は返金いたします。
(その他自己都合の場合は除く)

受講者の感染が確認された場合の保健当局への情報提供について

万一、受講者の感染が確認された場合で、保健当局において、他の受講者が濃厚接触者に該当すると判断された場合、受講者の連絡先等の情報提供が要請される場合があります。

公益性の観点から、このような要請があった場合は、保健当局等に対して必要な情報提供をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承下さい。

上記内容についてご理解とご協力をお約束、同意いただけましたらご署名をお願いいたします。

令和 年 月 日

氏名 _____

お問い合わせ先
三重県タイヤ商工協同組合 空気充てん講習係り
TEL 059-351-2341